

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策救急等医療提供体制確保事業補助金
交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながら救急又は周産期の医療提供体制を確保する県内の医療機関（以下「補助事業者」という。）に対して、医療従事者の確保や資機材の整備等に必要な費用を助成することにより、受入体制の両立を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象施設)

- 第2条 補助の対象となる施設は、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を有する医療機関において以下の認定又は指定を受けた施設とする。
- (1) 救命救急センター
 - (2) 小児救命救急センター
 - (3) 総合周産期母子医療センター
 - (4) 地域周産期母子医療センター
 - (5) 新生児センター

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策救急等医療提供体制確保事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき実施する次の事業とする。
- (1) 救急医療提供体制確保事業
 - (2) 小児救急医療提供体制確保事業
 - (3) 周産期医療提供体制確保事業

(補助額の算定方法)

- 第4条 前条の事業に対する補助額は、それぞれの事業ごとに別表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費に係る実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表第4欄に規定する補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の様式等)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

- 第6条 前条の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 所要額調書（別紙2）
 - (3) 所要額明細書（別紙3）
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
 - 3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
 - (2) その他参考となる資料

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第5条から第6条の規定に準じた手続により行うものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

なお、この期間については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を準用する。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助金名及び取得年月日を記入した備品管理用のステッカーを貼るとともに、備品台帳の備考欄に補助事業により取得したことを明記しなければならない。
 - (10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - (12) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
 - (13) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- 2 前項の軽微な変更とは、事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないものとする。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(添付書類)

第13条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別紙4)
- (2) 所要額精算書(別紙5)
- (3) 実績額明細書(別紙6)
- (4) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること)
- (5) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

2 知事は、前条に規定する補助金の確定の結果、補助金に不足を生じた場合であっても、不足額を支払わないものとする。

(暴力団の排除)

第 16 条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第 17 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号)の適用がある。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

1 事業区分	2 1か所当たり基準額	3 対象経費	4 交付率
(1) 救急医療提供体制確保事業	6か月当たり 60,000千円	救急医療提供体制確保事業に必要な次の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、備品費、消耗品費、委託費、使用料及び賃借料、医療機器（救急医療に必要な医療機器に限る）の購入費	1/2
(2) 小児救急医療提供体制確保事業	6か月当たり 60,000千円	小児救急医療提供体制確保事業に必要な次の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、備品費、消耗品費、委託費、使用料及び賃借料、医療機器（小児救急医療に必要な医療機器に限る）の購入費	
(3) 周産期医療提供体制確保事業	6か月当たり 40,000千円	周産期医療提供体制確保事業に必要な次の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、備品費、消耗品費、委託費、使用料及び賃借料、医療機器（周産期医療に必要な医療機器に限る）の購入費	

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 補助事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、補助事業者が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が補助事業者に対して当該委託契約等の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったと認められるとき。